

国立大学法人東京農工大学におけるグローバルイノベーション研究院の設置  
及び事務処理体制の見直しに伴う関係規程の整備に関する規程

(平成 28 年 4 月 1 日 規程第 5 号)

(国立大学法人東京農工大学教育研究評議会規程の一部改正)

第 1 条 国立大学法人東京農工大学教育研究評議会規程(平成 16 年 4 月 7 日 16 経教規程  
第 6 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「並びに」を「、」に改め、「組織及び施設」の次に「並びに同規則  
第 9 条第 1 項に定める機構」を加える。

(国立大学法人東京農工大学安全保障輸出管理規程の一部改正)

第 2 条 国立大学法人東京農工大学安全保障輸出管理規程(平成 25 年東京農工大学教規程  
第 34 号)の一部を次のように改正する。

第 7 条第 3 項中「研究国際部研究支援課」を「研究推進部研究支援課」に、「研究国  
際部国際交流課」を「学務部国際交流課」に改める。

第 8 条第 1 項中「研究国際部長」を「研究推進部長」に改める。

別表中

「

学務部、大学教育センター、保健管理センター及び環境リーダー育成センター	学務部 学生総合支援 課長
研究国際部、図書館、先端産学連携研究推進センター、国際センター、総合情報メディアセンター、学術研究支援総合センター、女性未来育成機構、イノベーション推進機構、テニュアトラック推進機構及びグローバルイノベーション研究機構	研究国際部 戦略企画 課長

」

を

「

コンプライアンス推進室	コンプライ アンス推進 室長
学務部、大学教育センター、国際センター、保健管理センター及び環境リーダー育成センター	学務部学生 総合支援課 長
研究推進部、グローバルイノベーション研究院(機構を含む。)、図書館、先端産学連携研究推進センター、国際センター、総合情報メディアセンター及び学術研究支援総合センター	研究推進部 戦略企画課 長

」

に改める。

(国立大学法人東京農工大学個人情報保護に関する規程の一部改正)

第3条 国立大学法人東京農工大学個人情報保護に関する規程(平成17年3月23日17経教規程第11号)の一部を次のように改正する。

第2条第7号中「並びに」を「、第9条第1項並びに」に改める。

(国立大学法人東京農工大学情報公開規程の一部改正)

第4条 国立大学法人東京農工大学情報公開規程(平成16年4月7日16経教規程第73号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「並びに」を「、第9条第1項並びに」に改める。

(国立大学法人東京農工大学における公益通報者の保護等に関する規程の一部改正)

第5条 国立大学法人東京農工大学における公益通報者の保護等に関する規程(平成18年4月19日18教規程第28号)の一部を次のように改正する。

第2条第4項中「並びに」を「に定める施設の長、第9条に定める機構の長、」に、「及び第22条」を「並びに第22条」に改める。

(国立大学法人東京農工大学教育職員の任期に関する規程の一部改正)

第6条 国立大学法人東京農工大学教育職員の任期に関する規程(平成16年4月7日16経教規程第25号)の一部を次のように改正する。

別表中

「

5	工学府	国立大学法人東京農工大学大学院工学府産業技術専攻に勤務する教育職員の就業に関する特例規程第2条の適用を受ける教授、准教授及び講師	3年。ただし、再任の場合にあつては3年以内とする。	再任可。ただし、2回限りとする。	法第4条第1項第1号
6	農学部(附属施設を含む。)	助手	5年	再任不可	法第4条第1項第1号
7	大学教育センター	教授、准教授、講師及び助教	5年	再任不可	法第4条第1項第1号
8	先端産学連携研究推進センター	教授及び准教授	5年。ただし、再任の場合にあつては5年以内とする。	再任可。ただし、1回限りとする。	法第4条第1項第1号
9	総合情報メディアセンター	教授、准教授、講師、助教及び助手	5年	再任不可	法第4条第1項第1

				号	
10	グローバル イノベーション 研究機構	スーパー教授	5年を超えない 範囲	再任不可	法第4 条第1 項第1 号

を

5	グローバル イノベーション 研究院	スーパー教授	5年を超えない 範囲	再任不可	法第4 条第1 項第1 号
6	工学府	国立大学法人東京農工大学大学院 工学府産業技術専攻に勤務する教 育職員の就業に関する特例規程第 2条の適用を受ける教授、准教授 及び講師	3年。ただし、 再任の場合にあ っては3年以内 とする。	再任可。た だし、2回 限りとす る。	法第4 条第1 項第1 号
7	農学部（附 属施設を含 む。）	助手	5年	再任不可	法第4 条第1 項第1 号
8	大学教育セ ンター	教授、准教授、講師及び助教	5年	再任不可	法第4 条第1 項第1 号
9	先端産学連 携研究推進 センター	教授及び准教授	5年。ただし、 再任の場合にあ っては5年以内 とする。	再任可。た だし、1回 限りとす る。	法第4 条第1 項第1 号
10	総合情報メ ディアセン ター	教授、准教授、講師、助教及び助 手	5年	再任不可	法第4 条第1 項第1 号

に改める。

(国立大学法人東京農工大学キャリアチャレンジ教授の任期に関する規程の一部改正)  
第7条 国立大学法人東京農工大学キャリアチャレンジ教授の任期に関する規程(平成26  
年東京農工大学教規程第51号)の一部を次のように改正する。

別紙様式(同意書)中「国立大学法人東京農工大学グローバルイノベーション研究  
機構」を「東京農工大学大学院グローバルイノベーション研究院」に改める。

(国立大学法人東京農工大学女性未来育成機構に勤務する教育職員給与規程の一部改正)  
第8条 国立大学法人東京農工大学女性未来育成機構に勤務する教育職員給与規程(平成21年4月1日21経規程第12号)の一部を次のように改正する。

題名中「東京農工大学」の次に「大学院グローバルイノベーション研究院」を加える。

第1条中「東京農工大学」の次に「大学院グローバルイノベーション研究院」を加える。

(国立大学法人東京農工大学公用自動車運行管理規程の一部改正)

第9条 国立大学法人東京農工大学公用自動車運行管理規程(平成20年11月1日20教規程第55号)の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「監査室、」の次に「コンプライアンス推進室、」を、「学務部入試課、」の次に「学務部国際交流課、」を加え、「研究国際部戦略企画課」を「研究推進部戦略企画課」に、「研究国際部研究支援課」を「研究推進部研究支援課」に改め、「研究国際部国際交流課、」を削り、「研究国際部学術情報課」を「研究推進部学術情報課」に、「人事労務課」を「人事課」に改め、「財務部施設整備課、」の次に「グローバルイノベーション研究機構(本部地区に勤務する者に限る。)、」を加え、「女性未来育成機構(本部地区に勤務する者に限る。)、」を「及び」に改め、「及びグローバルイノベーション研究機構(本部地区に勤務する者に限る。)」を削り、同条第2号中「農学研究院、」の次に「グローバルイノベーション研究機構(府中地区に勤務する者に限る。)、」を加え、「農学部、」を「農学部及び」に、「女性未来育成機構(府中地区に勤務する者に限る。)&グローバルイノベーション研究機構(府中地区に勤務する者に限る。)」を削り、同条第3号中「研究国際部研究支援課」を「研究推進部研究支援課」に、「研究国際部学術情報課」を「研究推進部学術情報課」に改め、「工学研究院、」の次に「グローバルイノベーション研究機構(小金井地区に勤務する者に限る。)、」を加え、「。)、科学博物館」を「。)&科学博物館」に改め、「女性未来育成機構(小金井地区に勤務する者に限る。)&グローバルイノベーション研究機構(小金井地区に勤務する者に限る。)」を削る。

(国立大学法人東京農工大学安全衛生管理規程の一部改正)

第10条 国立大学法人東京農工大学安全衛生管理規程(平成16年4月7日16経教規程第38号)の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

府中地区	本部(府中(千葉県館山市の施設を含む。))、農学研究院、農学府、連合農学研究科、農学部(東京都八王子市、神奈川県相模原市、埼玉県秩父市、群馬県みどり市及び栃木県佐野市の施設を含む。)、府中図書館、大学教育センター(府中)、国際センター(府中)、府中保健管理センター、総合情報メディアセンター
------	---

	(府中分室)、学術研究支援総合センター(遺伝子実験施設)、科学博物館(府中)、環境安全管理センター、放射線研究室(農学部事業所)、女性未来育成機構(府中)、環境リーダー育成センター、イノベーション推進機構、テニユアトラック推進機構及びグローバルイノベーション研究機構(府中)
小金井地区	本部(小金井)、工学研究院、工学府、生物システム応用科学府、工学部、小金井図書館、大学教育センター(小金井)、先端産学連携研究推進センター、国際センター(小金井)、小金井保健管理センター、総合情報メディアセンター、学術研究支援総合センター(機器分析施設)、科学博物館(小金井)、環境安全管理センター(環境管理施設)、放射線研究室(工学部事業所)、女性未来育成機構(小金井)及びグローバルイノベーション研究機構(小金井)

を

府中地区	本部(府中(千葉県館山市の施設を含む。))、農学研究院、グローバルイノベーション研究院(府中)、農学府、連合農学研究科、農学部(東京都八王子市、神奈川県相模原市、埼玉県秩父市、群馬県みどり市及び栃木県佐野市の施設を含む。)、府中図書館、大学教育センター(府中)、国際センター(府中)、府中保健管理センター、総合情報メディアセンター(府中分室)、学術研究支援総合センター(遺伝子実験施設)、科学博物館(府中)、環境安全管理センター、放射線研究室(農学部事業所)及び環境リーダー育成センター
小金井地区	本部(小金井)、工学研究院、グローバルイノベーション研究院(小金井)、工学府、生物システム応用科学府、工学部、小金井図書館、大学教育センター(小金井)、先端産学連携研究推進センター、国際センター(小金井)、小金井保健管理センター、総合情報メディアセンター、学術研究支援総合センター(機器分析施設)、科学博物館(小金井)、環境安全管理センター(環境管理施設)及び放射線研究室(工学部事業所)

に改める。

別表第2中

工学府	工学府長	小金井地区事務部事務長及び専攻長等
-----	------	-------------------

を

グローバルイノベーション研究院	グローバルイノベーション研究院長	研究推進部研究支援課長
工学府	工学府長	小金井地区事務部事務長及び専攻長等

に、

図書館	図書館長	研究国際部学術情報課長
大学教育センター	大学教育センター長	学務部教育企画課長
先端産学連携研究推進センター	先端産学連携研究推進センター長	研究国際部研究支援課長
国際センター	国際センター長	研究国際部国際交流課長
保健管理センター	保健管理センター所長	学務部学生総合支援課長
総合情報メディアセンター	総合情報メディアセンター長	研究国際部学術情報課長
学術研究支援総合センター	学術研究支援総合センター長	研究国際部研究支援課長

を

図書館	図書館長	研究推進部学術情報課長
大学教育センター	大学教育センター長	学務部教育企画課長
先端産学連携研究推進センター	先端産学連携研究推進センター長	研究推進部研究支援課長
国際センター	国際センター長	学務部国際交流課長
保健管理センター	保健管理センター所長	学務部学生総合支援課長
総合情報メディアセンター	総合情報メディアセンター長	研究推進部学術情報課長
学術研究支援総合センター	学術研究支援総合センター長	研究推進部研究支援課長

に、

女性未来育成機構	女性未来育成機構長	研究国際部研究支援課長
環境リーダー育成センター	環境リーダー育成センター長	学務部学生総合支援課長
イノベーション推進機構	イノベーション推進機構長	研究国際部戦略企画課長

テニユアトラック推進機構	テニユアトラック推進機構長	研究国際部研究支援課長
グローバルイノベーション研究機構	グローバルイノベーション研究機構長	研究国際部研究支援課長

を

「

環境リーダー育成センター	環境リーダー育成センター長	学務部学生総合支援課長
--------------	---------------	-------------

に改める。

附 則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。